

施設利用料等の統一減免基準

適用年月日：平成25年10月1日（使用日を基準とします。）

| 統一減免基準表 | | | |
|---------|--|--|------|
| 等級 | 基準項目 | 団体例 | 使用料等 |
| 1号 | 市、教育委員会が主催、共催及び委託する事業に使用する場合 (後援は除く) | <ul style="list-style-type: none">・市・教育委員会・敦賀美方消防組合 | 免除 |
| 2号 | 市内の小・中学校、高等学校、大学幼稚園及び保育園が実施する事業に使用する場合。 (使用目的、回数について制限あり。) | | 免除 |
| 3号 | 市内の青少年健全育成を目的とする団体が、児童生徒を対象とした活動に使用する場合。 (使用目的、回数について制限あり。) | <ul style="list-style-type: none">・スポーツ少年団・子ども会・青少年健全育成敦賀・市民会議・海洋少年団・ボーイ・ガールスカウト | 免除 |
| 4号 | 市内の公共的団体（各組織の上部団体等）が公益的な活動を行うために使用する場合 | <ul style="list-style-type: none">・区長連合会・体育協会・文化協会・身体障害者福祉連合会・老人クラブ連合会・PTA連合会 | 8割減免 |
| 5号 | 市内の公共的団体（各組織の下部団体等）が公益的な活動を行うために使用する場合 | <ul style="list-style-type: none">・地区区長会・体育協会加盟団体・・地区体協・文化協会加盟団体・単位（地区）老人クラブ・各PTA | 5割減免 |